

令和3年度 しまね学生インターンシップ事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 公益財団法人ふるさと島根定住財団(以下「財団」という。)は、しまね学生インターンシップ事業(以下「インターンシップ」という。)を実施することにより、学生が事業所における就業体験をとおして自らの専攻、将来の職業選択及び就職活動における志望業種・職種の決定に活かすとともに、県内事業所への理解を深めることによる県内就職促進と就職後の職場適応力を高めることを目的として実施する。

(対象学生)

第2条 インターンシップの対象となる学生は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生で最終学年を除くもの(ただし、1年制の学校は最終学年を含み、高等専門学校の学生は4年生以上に限るものとする。)
- (2) インターンシップにあたって次のことを順守するもの
 - ・インターンシップ実施期間の満了まで実習の実施に努めること
 - ・インターンシップ受入事業所の就業規則等を尊重し、担当者の指導・指示に従い誠実に実習を行うこと
 - ・故意により受入事業所、第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償すること

(対象事業所の実施要件)

第3条 対象事業所は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 島根県内に事業所を有する企業等又は島根県内から通勤圏内に事業所を有する企業等
 - (2) 本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある企業等
 - (3) 本事業での財団との連絡調整を誠実にを行う企業等
- 2 学生の受入にあたり、当財団より受入事業所に対して謝金、施設の借料、設備の損料等の支払いはしないものとする。

(実施期間・時期)

第4条 インターンシップ実施期間及び時期については、次表のとおりとする。

	夏期	春期
実施期間(原則)	5日以上	3日以上
実施時期(予定)	8~9月末(夏休み)	2~3月末(春休み)

- 2 ただし、オンラインを活用して実施するインターンシップ(対面とオンラインを組み合わせたインターンシップを含む。以下「オンラインインターンシップ」という。)については、学生の需要が高まることが想定され、県内事業所のオンラインインターンシップへの取組を後押しする観点から、実施期間は3日以上も認める。

(インターンシップの内容等)

第5条 インターンシップの内容は、第7条第2項第1号に規定する「インターンシップ実施計画書」に基づき行うものとする。

- 2 対象事業所は、会社説明等だけでなく就業体験等とおし県内企業等への理解促進効果が高められるプログラムを実施するものとする。

(実習中の事故等への対応)

第6条 本事業での実習中の事故等については次のとおりとする。

財団は、インターンシップ中（自宅又は宿泊先と受入事業所との移動時を含む。）の傷害、事故等に備えて次の補償内容の傷害保険及び賠償責任保険に加入する。

死亡・後遺傷害 1,500,000円（1人当たり）

入院（日額） 1,500円（1人当たり）

通院（日額） 900円（1人当たり）

賠償責任 100,000,000円（1人当たり）

- 2 参加学生が、受入事業所又は第三者に対し、傷害又は損害を与えた場合は、法令等に従って前項の保険により処理をするものとし、財団はこの範囲を超えて責任を負わない。
- 3 参加学生は、自身の在籍する学校等で同様の保険への加入有無の確認をするものとし、当該保険に未加入の場合は当該学生自身が保険に加入することを推奨する。

(事業所の申込手続)

第7条 インターンシップの受入を希望する事業所は、本要領に基づき「ジョブカフェしまね」サイト申込フォームより申込みものとする。

- 2 インターンシップ受入事業所は、次の書類を財団へ提出するものとする。なお、下記書類については、受入学生決定後、別途案内するものとする。

(1) 「インターンシップ実施計画書（別紙A）」

(2) 「インターンシップ実施報告アンケート」

(学生の参加申込手続)

第8条 インターンシップに参加を希望する学生は、本要領に基づき下記のとおり「しまね学生インターンシップ参加申込書（別紙1）」を財団へ提出するものとする。

(島根県内学校の学生)

学校のインターンシップ担当部署を通して申込み。

(島根県外学校の学生)

学生が直接ジョブカフェしまねに申込み。なお、島根県外学校の学生については「学生証の写し」を必ず添付すること。

- 2 財団は、前項の申込書受領後、申込学生に「メール受信確認」のメールを送ることとし、この受信確認の完了をもって申込受付とする。

(インターンシップ実施事業所の決定)

第9条 前条の申込受付が完了した学生のインターンシップ実施事業所の決定については、当該学生の前条に規定する参加申込書の希望理由及び事業所の募集内容を勘案し、必要に応じ事業所と協議の上、財団において行うものとする。

- 2 実習先の調整及び決定については申込学生にメールにより随時連絡をするものとする。なお、インターンシップの詳細については、島根県内学校の学生は学校を通じて、島根県外学校の学生は学生本人に直接メールにて、実施日の10日前までに「インターンシップ実施決定通知書（別紙2）」により通知するものとする。

(インターンシップ参加の流れ)

第10条 前条によりインターンシップの参加が決まった学生は、インターンシップの参加にあたり、次の(1)①から(4)①を必ず実施し、(4)②についてはできる限り参加するものとする。

(1) インターンシップ申込前

① 「ジョブカフェしまね」サイトの「しまね学生インターンシップページ」及び「申込チェックリスト」の確認

(2) マッチング結果連絡メール受け取り後

① 「インターンシップ直前セミナー」の予約・参加

② 「自己紹介シート」の提出（ジョブカフェしまねサイト専用フォームより）

(3) 実施決定通知書受け取り後

① 受入事業所担当者への挨拶電話

(4) インターンシップ終了後

① 「インターンシップ体験報告」の提出（ジョブカフェしまねサイト専用フォームより）

② 「インターンシップ振り返りセミナー」の予約・参加

(助成金の交付)

第11条 インターンシップ参加学生に対し、しまね学生インターンシップ助成金交付要綱の定めるところにより助成金を交付するものとする。

(その他)

第12条 本要領に定めるほか必要な事項については、財団、学校及び受入事業所との協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。